

医療保険制度における対応について

1 被保険者証なしでの受診・一部負担金等の免除

- ・ 6月末日までは、氏名、生年月日等を申し出ることによって医療機関を受診することが可能。
(7月1日からは被保険者証が必要になります)
- ・ 住宅の全半壊、主たる生計維持者の死亡又は行方不明、原発の事故に伴う政府の避難指示・計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方などは、被災地以外の市町村に転入した場合を含めて、医療機関に一部負担金や入院時食事療養費、生活療養費等の自己負担を支払わずに受診することが可能。(6月末日までは、口頭で申し立てるだけで、一部負担金等を支払わずに受診することができます。7月1日からは、原則として、医療保険の各保険者が発行する一部負担金等の免除証明書が必要になります)

2 医療機関への配慮

- ・ 医療機関は、徴収猶予した一部負担金等を含め診療に要する費用の全額(10割)を審査支払機関に請求。
- ・ 医療機関が、被災により診療録を滅失した場合などには、概算による請求が可能。(3月及び4月診療分)
- ・ 審査支払機関へ費用を支払うことのできない保険者については、審査支払機関が当該費用を立替払い。
- ・ 立替払いのために借入が必要な審査支払機関に対する支援を実施。

3 保険者への財政支援

- ・ 一部負担金等の免除を行った保険者への財政措置を実施。

4 保険料の免除、猶予等

- ・ 保険者の判断により保険料の減免、徴収猶予及び納期限の延長を実施。
- ・ 保険料の減免を行った保険者への財政措置を実施。

平成23年3月診療分(4月処理)の受付状況

- ・医療機関等の罹災の多かった宮城県及び福島県において、受付件数の大幅な減少
- ・前年同月対比23～33%程度の減

(単位:千件、%)

	合計	医科	歯科	調剤	前年同月比(伸び率)				
					合計	医科	歯科	調剤	
全国計	82,766	46,321	9,550	26,854	4.9	3.8	▲1.4	9.5	
災害救助法適用地域	02 青森	737	407	70	259	▲3.2	▲5.3	▲5.6	1.0
	03 岩手	608	336	69	203	▲15.8	▲15.7	▲21.3	▲13.9
	04 宮城	1,061	573	114	374	▲25.7	▲26.4	▲32.5	▲22.1
	07 福島	920	512	97	311	▲22.7	▲24.5	▲27.6	▲17.8
	08 茨城	1,760	971	196	593	▲4.3	▲5.1	▲11.3	▲0.4
	09 栃木	1,267	751	139	376	▲2.6	▲3.7	▲8.8	2.1
	12 千葉	3,458	1,860	413	1,183	2.0	0.1	1.2	5.3
	15 新潟	1,394	756	160	477	2.3	1.7	▲3.1	5.2
	20 長野	1,143	667	137	339	6.9	5.9	1.2	11.3

平成23年4月診療分(5月処理)の受付状況

- ・医療機関等の罹災の多かった宮城県及び福島県において、受付件数前年同月対比10%程度の減
- ・宮城支部の歯科医療機関の受付件数については、前月(▲32.5%減)と同様に大幅な減

(単位:千件、%)

	合計	医科	歯科	調剤	前年同月比(伸び率)				
					合計	医科	歯科	調剤	
全国計	76,889	42,900	9,293	24,655	5.4	4.5	2.2	8.1	
災害救助法適用地域	02 青森	781	429	70	281	4.6	3.4	▲0.7	7.9
	03 岩手	679	369	70	239	▲2.0	▲3.1	▲11.6	3.0
	04 宮城	1,197	645	125	427	▲10.2	▲11.8	▲20.4	▲3.9
	07 福島	1,002	558	105	338	▲8.5	▲10.1	▲14.7	▲3.5
	08 茨城	1,708	935	209	564	4.5	3.6	1.8	7.1
	09 栃木	1,179	694	143	341	2.7	2.1	▲1.0	5.8
	12 千葉	3,175	1,695	423	1,056	3.3	2.3	1.5	5.8
	15 新潟	1,601	868	173	560	22.7	22.6	12.6	26.4
	20 長野	1,120	652	128	339	12.3	12.0	2.2	17.3

被災に係るレセプトの提出状況

東日本大震災と阪神・淡路大震災との提出件数の比較

レセプト種別	東日本大震災				阪神・淡路大震災(平成7年)			
	4月	5月	6月	合計	2月	3月	4月	合計
災1	39,918	133,009		172,927	3,808	30,623	89,658	124,089
災2	344	176		520	76	37	0	113
災1・2以外	600	788		1,388	—	—	—	—
未確定	(3,774) ※1	(5,550) ※1		(9,324) ※1	1府8県 974 ※2			974
合計	40,862	133,973		174,835	3,884	30,660	89,658	125,176

※1 未確定レセプトの件数は、各レセプト種別の再掲である。

※2 未確定レセプトの件数は、月別の合計件数には含まれていない。

「災1」とは、一部負担金等の支払猶予措置が適用されるレセプト

「災2」とは、一部負担金等の支払猶予措置が適用される診療と、適用されない診療(被災前及び原発避難・待避前)を区分することが困難なレセプト

平成23年3月診療分(4月処理)診療報酬等請求支払額に一部負担金支払猶予レセプト請求支払額(医療機関所在地別集計)

(単位:千円)

全 国	563,585	富 山	558	島 根	7
北 海 道	6,059	石 川	460	岡 山	53
青 森	1,118	福 井	93	広 島	137
岩 手	100,049	山 梨	1,087	山 口	169
宮 城	144,467	長 野	2,565	徳 島	908
秋 田	2,033	岐 阜	508	香 川	52
山 形	19,299	静 岡	737	愛 媛	148
福 島	120,563	愛 知	1,414	高 知	26
茨 城	12,859	三 重	197	福 岡	517
栃 木	10,740	滋 賀	265	佐 賀	47
群 馬	5,738	京 都	346	長 崎	9
埼 玉	22,663	大 阪	703	熊 本	9
千 葉	14,809	兵 庫	812	大 分	167
東 京	42,109	奈 良	48	宮 崎	46
神 奈 川	18,255	和 歌 山	82	鹿 児 島	28
新 潟	30,073	鳥 取	20	沖 縄	535

(出典) 社会保険診療報酬支払基金資料に基づき作成

平成23年3月診療分(4月処理)の受付状況(国保連合会分)

○ 県内の全市町村が災害救助法の適用となっている岩手県、宮城県、福島県では10%を超える受付件数の減少となっている。

件数 (一般・退職・後期計)

(単位:件)

	平成23年4月審査分							
	合計	前年 同月比	医科	前年 同月比	歯科	前年 同月比	調剤	前年 同月比
全国計	82,067,561	0.5	47,191,609	▲ 1.6	7,631,481	▲ 0.1	27,244,471	4.5
青森県	986,805	▲ 2.4	568,455	▲ 5.1	58,734	▲ 2.9	359,616	2.3
岩手県	844,516	▲ 12.2	485,588	▲ 13.3	60,681	▲ 16.2	298,247	▲ 9.4
宮城県	1,276,190	▲ 18.5	709,954	▲ 20.4	93,879	▲ 24.6	472,357	▲ 14.0
福島県	1,171,391	▲ 14.8	669,900	▲ 18.0	80,077	▲ 20.0	421,414	▲ 7.9
茨城県	1,672,612	▲ 3.9	957,359	▲ 5.5	143,812	▲ 8.6	571,441	0.4
栃木県	1,186,365	▲ 2.0	723,585	▲ 3.8	102,268	▲ 5.5	360,512	2.9
千葉県	3,509,325	0.6	1,946,933	▲ 1.1	355,687	▲ 1.9	1,206,705	4.2
新潟県	1,644,412	▲ 0.6	919,270	▲ 2.7	141,174	0.1	583,968	2.7
長野県	1,428,467	0.8	843,486	▲ 1.7	125,584	3.7	459,397	4.8

※ 国保中央会からの報告を基に保険局国民健康保険課が作成したもの。